

## 川崎市史市制 100 周年記念版制作業務委託に係るプロポーザル評価委員会 設置要綱

### (目的)

第 1 条 川崎市史市制 100 周年記念版制作業務委託の受注者を選定するに当たり、広く意見を聴き、公平かつ適正な審査及び選考を行うことを目的として、川崎市史市制 100 周年記念版制作業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 川崎市史市制 100 周年記念版制作業務委託の受注者の選定に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

### (組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、総務企画局総務部長をもって充てる。
- 3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その他委員の互選により選ばれた委員がその職務を代行する。
- 4 委員会の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館において対応する。

### (会議等)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第 5 条 委員会は、調査審議のために必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (業者特定方法)

第 6 条 提出された企画提案書は、委員が客観的かつ総合的な観点から審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。

(特定業者の報告)

第7条 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部公文書館長は、前条の規定による評価の結果を総務企画局委託業務等指名選定委員会に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委託契約の締結をもって、その効力を失う。

(別表)

プロポーザル評価委員

|     | 所属                               | 氏名     |
|-----|----------------------------------|--------|
| 委員長 | 総務企画局総務部長                        | 山口 美穂  |
| 委員  | 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長           | 朝倉 千亜希 |
| 委員  | 総務企画局シティプロモーション推進室担当課長           | 齋藤 正   |
| 委員  | 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長              | 中村 恵理  |
| 委員  | 総務企画局総務部庶務課長                     | 鷹觜 将行  |
| 委員  | 総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部<br>公文書館長 | 相原 健二  |
| 委員  | 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長              | 伊藤 英介  |